

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月25日 09時46分ごろ
発生場所	東京都江戸川区葛西橋上流域（中川） 砂川三等三角点から真方位056° 1,400m付近 （概位 北緯35° 40.6′ 東経139° 51.0′）
事故の概要	油タンカー第十二富士宮丸は、南進中、また、警戒船第三たかはし丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第十二富士宮丸、122トン 133729、富士石油運輸株式会社（船舶所有者）、富士海 運株式会社（船舶借入人） B 警戒船 第三たかはし丸、12トン 235-16080東京、有限会社たかはし丸
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷中央部の防舷材に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風 北北西、風速 約3～4m/s、視程 約30 km 水象：川面 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、空船で、千葉県千葉港千葉第 4区に向け、埼玉県八潮市所在のオイルターミナルを出航し、船長A が単独で操船に当たり、手動操舵により中川中央付近を南進した。 船長Aは、船首方に錨泊中のB船及び引船にえい航された土運船 （以下「引船列」という。）を視認し、B船に接近するまではしばら く時間が掛かると思い、中川を航行する船舶の情報を束ねている警戒 船（以下「情報警戒船」という。）に当該引船列の仕向地を問い合わ せようと考え、下を向いて携帯電話の操作を始めた。 船長Aは、情報警戒船の電話番号を探すことに手間取り、携帯電話 の操作に意識を集中し、ふと顔を上げて船首方を見たところ、船首甲 板で作業をしていた甲板員が左転するよう合図を送っていることに気 付き、左舵一杯としたが、A船の右舷中央部とB船の右舷船首部とが 衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、警戒業務専従員1人を乗せ、警

	戒業務の目的で、葛西橋上流の中川の右岸付近において、黒色の球形の形象物を表示し、船首部及び船尾部にそれぞれ赤旗を２本ずつ掲げ、船首を北方に向けて船体が振れないよう船首尾から投錨していた。 船長Ｂは、右舷側の甲板上で見張りについていたところ、中川を南進しているＡ船を認め、以前にも中川中央付近を航行するＡ船を見ていたので、中川中央付近をＡ船が航行するものと思い、警戒業務を行いながら錨泊を続けた。 Ｂ船は、Ａ船が右舷船首方に至近となり、船長Ｂはどうすることもできず、Ａ船と衝突した。
分析	Ａ船は、中川を南進中、船長Ａが、錨泊中のＢ船を視認し、Ｂ船に接近するには時間が掛かると思い、前方から視線を外して携帯電話の操作に意識を集中して航行したことから、Ｂ船に接近していることに気付かず、Ｂ船に衝突したものと考えられる。 Ｂ船は、中川で錨泊中、船長Ｂが、南進しているＡ船を認めたが、Ａ船が中川中央付近を航行してＢ船に接近することはないと思い、錨泊を続けたことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が南進中、Ｂ船が錨泊中、船長Ａが、前方から視線を外して携帯電話の操作に意識を集中して航行し、また、船長Ｂが、Ａ船がＢ船に接近することはないと思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、航行中、携帯電話の操作等のみに意識を集中することなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、錨泊中であっても接近する船舶がいらないと思わず、適切に見張りを行い、接近した船舶を認めた際には汽笛を吹鳴するなど衝突を避ける措置を採ること。